

平成29年度同和対策審議会

会 議 次 第

1 開 会

2 委嘱書交付

3 市長あいさつ

4 委員の紹介

5 会長選出

6 会長あいさつ

7 議 事

(1)川口市同和行政基本方針の見直しについて

(2)川口市同和行政・同和教育に関する実施計画の見直しについて

(3)国の同和対策の主な動向について

(4)川口市の同和対策事業の現状について

ア 同和対策関係予算について

イ 同和対策啓発事業について

8 閉 会

同 和 対 策 審 議 会

会 議 資 料

日 時 平成30年2月22日(木)
午前10時30分から

場 所 議会第1委員会室

川 口 市 同 和 対 策 審 議 会

(1) 国の同和対策の主な動向

昭和35年 8月	<u>同和対策審議会設置</u> 同和問題を本格的に審議する機関として設けられた。
昭和40年 8月	<u>同和対策審議会答申</u> 昭和36年に内閣総理大臣から諮問のあった「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策について」の答申があった。 その中で、同和問題の認識について、いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においてもなおいじめるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題であり、その早急な解決こそ国の責務であることから、問題解決のための諸施策の検討を行い、その実現をはかるべきである旨の答申をした。
昭和44年 7月	<u>「同和対策事業特別措置法」公布・施行</u> 同和答申の内容を具体的に実施するための法律として10年間の時限法として制定された。 しかし、多くの問題が未解決となっていたため、3年間延長された。
昭和57年 4月	<u>「地域改善対策特別措置法」施行</u> 旧法による13年間の施策によって相当の成果が上がっているとしながらも、反省の上に立ち、新たな視点を加え、なお数年間事業を継続していく必要があるとして5年間の時限法として制定した。
昭和62年 4月	<u>「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行</u> 従前の特別法に基づく対策の成果と反省を踏まえ、特別対策の一般対策への移行を円滑に進めるため、財政上の特別措置を中心とした5年間の時限法として制定した。
平成 4年 3月	<u>「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」施行</u> この法は、従来の法が期限を迎えた時点で、生活実態・物的環境の改善等にかかわる事業が残っていることや心理的差別がいまだ十分に解消されていないことから、更に5年間継続すべく、一部を改正して制定した。
平成 5年 6月	<u>「平成5年度同和地区実態把握等調査」実施</u> 総務庁はこれまでの地域改善対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握することを目的として、大規模な実態調査を実施した。

平成 7 年 12 月	「人権教育のための国連 10 年」推進本部の設置 平成 6 年 12 月の国連の決議（1995 年から 2004 年までの 10 年間で「人権教育のための国連 10 年」とする。）を受け、政府全体で人権教育の推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とする推進本部を内閣に設置した。
平成 8 年 7 月	「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（政府大綱）」閣議決定 第 1 特定事業の一般対策への移行に関する法的措置等について 第 2 差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進、人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化について 第 3 今後の施策の適正な推進などについて公表した。
平成 9 年 3 月	「<u>地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律</u>」施行 従前の法の期限を迎え、特別対策は終了することを基本としつつ、完了が困難な 15 事業に限定して一般対策への円滑な移行のため、5 年間に限り経過措置を講ずることとして制定した。
平成 9 年 3 月	「人権擁護施策推進法」施行 人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的として制定した。
平成 9 年 7 月	「人権教育のための国連 10 年に関する国内行動計画」策定 政府は、あらゆる場を通じた人権教育の推進や同和問題、女性、こども等の重要課題への対応などを取りまとめた国内行動計画を公表した。
平成 11 年 7 月	「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」答申 人権擁護施策推進法に基づく人権擁護推進審議会は、法務、文部大臣及び総務庁長官に対して答申を提出した。
平成 12 年 12 月	「<u>人権教育及び人権啓発の推進に関する法律</u>」公布・施行 法律第 147 号 この法律は、人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的として、議員立法により制定。
平成 13 年 5 月	「人権救済制度のあり方について」答申 人権擁護施策推進法に基づく人権擁護推進審議会は、法務大臣に対して答申を提出した。 この答申は、我が国における人権侵害の実情や救済にかかわる制度の状況を踏まえ、裁判外紛争処理の手法により、裁判前の解決を促すことによって、司法的救済を補完するとともに、被害者が司法的救済を得られるよう援助する機能をも果たすものとして、答申書を提出。
平成 13 年 12 月	「人権教育・啓発に関する基本計画（中間とりまとめ）」に対する意見募集実施 法務省・文部科学省では、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合かつ計画的な推進を図るため、「人権教育・啓発推進法」第 7 条の規定に基づき、人権教育・啓発に関する基本計画（中間とりまとめ）を策定し、その内容について意見募集を行なう。（募集期間 13. 12. 20～14. 1. 31）

平成14年 1月	『人権擁護法案』の大綱がまとまる。 法務省は差別や虐待等の人権侵害の被害者を救済する「人権委員会（仮称）」を新たに同省の外局として設置する人権擁護法案の大綱をまとめる。
平成14年3月	「人権教育・啓発に関する基本計画」の策定 この基本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定された。
平成14年 3月	<u>「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効。</u> 最後の特別措置法である上記の法律が3月末日をもって失効したため、同和地区・同和関係者を対象とする特別対策は終了となる。
平成28年12月	<u>「部落差別の解消の推進に関する法律」公布・施行 法律第109号</u> この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることから、部落差別は許されないものであるという認識のもと、部落差別の解消の推進と、部落差別のない社会の実現を目的として、議員立法により制定。

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

ネット上に被差別部落情報

戦前の調査書を復刻

被差別部落の所在地などの情報を公開した出版社と同社幹部を部落解放同盟が提訴した。出版社は、被差別部落の情報が含まれる書籍の発行を予定することにも、ウェブサイトに情報アップしたが、裁判所は出版禁止と削除を命じる仮処分を決定していた。

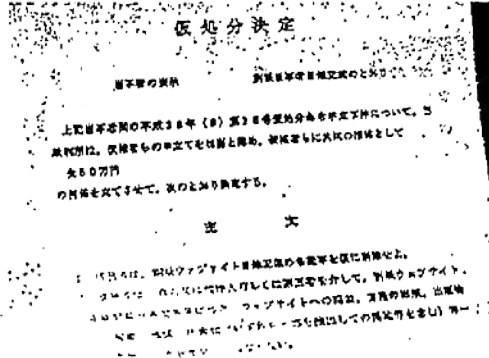
出版社は川崎市の「示現舎」。今年二月、戦前に作成された調査報告書「全国部落調査」の復刻版の出版を発表した。同社ウェブサイトに「昨年12月、部落地名総鑑の原典である『全国部落調査』(1936年財団法人中央経済事業協会作成)を発見し、電子化に成功しました」と記載している。

部落地名総鑑とは、被差別部落の地名などが記された書籍で、一九七〇年代、解放同盟によって存在が明らかにされた。大企業が極秘に所有し、採用時に

川崎の出版社 書籍化も計画

参照していたことが問題となり、法務省が回収を勧告。大半が焼却処分された。解放同盟が今年三月、復刻版の出版禁止を横浜地裁に求めたところ、同地裁は禁止の仮処分を決定した。示現舎は復刻版のデータをウェブサイトに公表したため、横浜地裁相模原支部は、解放同盟の申し立てを受けて今年八月、削除を命じる仮処分を決定した。そして十九日、解放同盟は、示現舎と代表の宮部龍彦氏(さくら)を相手取り「全国部落調査」の一切の公表の禁止と、フレイバシー横

リストの仮処分決定
被差別部落の地名を
のサイト削除を命
じる仮処分決定



の優遇などによる懸賞料約二億三千万円を求める訴えを東京地裁に起こした。解放同盟の片岡明幸・中央執行委員長は「示現舎が公表した情報には被差別部落の住所、戸数、人口などが記載されていた。四十年前、就職差別、結婚差別を生み、所持する許されなくなった闇本を今、公にするとは、許し難い差別助長行為だ」と批判する。示現舎は現在、ウェブサイトに上から関連情報を削除している。宮部氏は「こちら特報部」の取材に「情報

を公開することで、同和地区への施策が正しいか検証する材料になり、歴史研究目的にも使える。資料を隠すことが逆に差別の固定化につながる。平家の落人部落や忍者の隠れ里部落のように公にすれば差別解消につながる」と主張した。一連の問題は五日の参院法務委員会でも取り上げられた。有田芳生氏(民進)は「同和問題をおちよくると言って、就職差別、結婚差別を二十一世紀になっても、まきちらそうとする人物がいる」「ネット上でいまだ、差別の流布が人間を苦しめ尊厳を否定する行為が行われていることをどうして止められないのか」と問った。岩城光英法相は「特定の地域を同和地区とする情報がネット上に掲載される」とは人権擁護上、看過できない問題。同和問題に関する偏見や差別をなくするための啓発活動に取り組むたい」と答弁した。具体的な対策は講じているのか。法務省人権擁護局

解放同盟が提訴「許し難い差別助長行為」

調査教養課は「東京法務局が入権優待事件として調査し、本人とも接触した」と説明する。同省は宮部氏に對し、反省を促し差処を求める「慰示」を行ったが、「強制力や処分性はない」としており、現行法での対応には限界がある。部落解放運動家で「げん出版」代表の小林健治氏は「示現舎の被差別部落情報の公開で一番怖いのは、自分が被差別部落出身という自覚がなく育ち、この情報を元に結婚や就職で身元調査をされて知ってしまった時。非常なショックを受け自ら命を絶つてしまう若者もある。被差別部落出身者にとって、この情報は凶器だ」と指摘した上で、日本の差別状況に警鐘を鳴らす。「二十数年、在日朝鮮人や被差別部落、性的少数者、アイヌ民族などを、攻撃性を持って排除する差別原動力が広がっている。不安定な社会で抱える問題として意識が社会的弱者に向かっているように感じている」

(2) 川口市の同和対策事業の現状について

ア 同和対策関係予算について

平成29年度同和対策関係予算前年度対比

説明	平成29年度 (千円)	平成28年度 (千円)	比較増減 (千円)	備 考
1 報酬	87	87	0	
同和対策審議会委員報酬	87	87	0	
8 報償金	426	426	0	
講師等報償金	426	426	0	
9 旅費	176	224	-48	
普通旅費	176	224	-48	
11 需用費	636	561	75	
消耗品費	537	468	69	
食糧費	6	6	0	
印刷製本費	93	87	6	
13 委託料	187	186	1	
パンフレット等作成委託料	125	124	1	
看板等製作委託料	62	62	0	
14 使用料及び賃借料	267	265	2	
会場借上料	210	210	0	
有料道路等使用料	7	5	2	
展示物借上料	50	50	0	
18 備品購入費	76	76	0	
庁用器具費	0	0	0	
図書購入費	76	76	0	
19 負担金・補助及び交付金	562	592	-30	
北足立郡市町同和協負担金	50	50	0	
同和対策事業助成金	280	280	0	
諸会議負担金	232	262	-30	
合 計	2,417	2,417	0	
前年比(%)	0.0	—		

イ 同和対策啓発事業について
(ア) 啓 発 資 料

◎ 市、県及び北足立郡市町同和対策推進協議会の啓発用品等の作成、及び貸出

(平成28年度実績)

啓 発 用 品 名	数 量	作 製 ・ 発 行	活 用 方 法
ポスター (B3版)	1,350 枚	川口市 (標語入り)	・ 市公共施設・掲示板へ掲示
ポスター (B3版)	1,100 枚	川口市 (人権を考える集い)	・ 市内掲示板へ掲示
貼ってはがせるメモ&ペン (標語入)	1,500 個	川口市	・ 人権を考える集いで配布 ・ 各種研修会等で配布
ポケットティッシュ (標語入)	17,000 個	川口市	・ 市公共施設窓口で配布 ・ 各種研修会で配布
人権週間に併せ、電光掲示板等による啓発			※平成23年度から横断幕の作製、取付なし (景観及び交通事故の防止のため)
視聴覚教材の購入 (DVDソフト)	DVD 1 本	川口市 (28年度購入の1本含め視聴覚教材109本所有)	・ 各種研修会教材として貸出 (28年度 4本)
冊子「同和問題の解決をめざして」	350 部	埼玉県 (本 編 無償分200、有償分100) (資料編 有償分50)	・ 同和問題理解のための研修会や講座等の資料
冊子「同和問題の理解のために」	2,000 部	川口市 (主な内容) 被差別部落の歴史と取り組み	・ 同和問題理解のための研修会や講座等の資料とする。 ・ 各種研修会等に活用
ポスター	120 枚	①埼玉県 (年間用60枚掲示依頼) ②北足立郡市町人権フェスティバル実行委員会 (60枚)	・ 市公共施設へ掲示

◎ 生涯学習課、人権教育推進協議会の各啓発資料等の作成及び配布

(平成28年度実績)

啓 発 資 料 名	数 量	作 成 ・ 発 行	活 用 方 法
「みんなで学ぶ人権問題」	2,000 部	川口市教育委員会生涯学習課 (主な内容) ・ 人権が尊重される社会をめざして ・ 様々な人権問題基礎知識	・ 人権問題理解のための研修会や講座等の資料とする。 ・ 各種研修会等に活用
「人間であること」 第43集	2,600 部	川口市・人権教育推進協議会 (主な内容) ・ 実践編 学校における人権教育実践例 ・ 資料編 同和問題の理解について 指導の手引き・人権教育の在り方 貸出DVDの紹介と内容説明 国や県からの資料	・ 校内研修や、自己研修が実施しやすいよう編集し、人権教育推進の一助とする。 ・ 差別の実態から人権教育の大切さを強調する。 ・ 実践例、校内研修例等を紹介し身近な問題とする。 ・ 教職員、公民館職員等に配布 ・ 校内研修、各種研修会に活用

(イ) 人権を考える集い

(平成元・2年度、一中略、23～28年度)

開催日時・会場	主催・講演	内 容	講 師	備考(挨拶・配布物)
第1回 平成元年11. 29(金) 午後1時30分～3時30分 青木会館市民ホール	(主催) 川口市 (後援) 川口市教育委員会	○講演 「暮らしと人権」	朝日新聞編集委員 前地域改善対策協議会委員 『高木 正幸』	市長挨拶 同和問題の解決をめざして 標語入シャープペンシル 標語入ティッシュペーパー 参加者 380人
第2回 平成2年11. 27(火) 午後1時30分～3時30分 青木会館市民ホール	(主催) 川口市・川口市教育委員会 川口市人権教育推進協議会 川口市PTA連合会	○講演 「日本人の 人権意識」 ○映画 「にんげんの詩」	東京都立大学 名誉教授 前地域改善対策協議会会長 『磯村 栄一』	社会福祉部長挨拶 同和問題の解決をめざして 標語入ミニコンボ 標語入ティッシュペーパー やさしさこハロー 参加者 420人

途中省略

第23回 平成23年11. 28(月) 午後1時30分～4時10分 川口駅前市民ホール 「フレンジア」	同	上	○講演 「親子の絆と は・・・」 ○映画 「夢のつづき」	俳優 『高橋 元太郎』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入携帯LEDライト 標語入ティッシュペーパー 参加者 590人
第24回 平成24年11. 27(火) 午後1時30分～4時00分 リリア音楽ホール	同	上	○講演 「いきいき異世代 コミュニケーション」 ○映画 「探梅(たんばい)」	フリーアナウンサー 『押阪 忍』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入モバイルスタンド 標語入ティッシュペーパー 参加者 547人
第25回 平成25年11. 26(火) 午後1時30分～3時50分 リリア音楽ホール	同	上	○講演 「生きてるだけで それだけで」 ○映画 「千夏のおくりもの」	腹話術師 『いっこく堂』	市長挨拶(副市長) PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入マグネットバー 標語入ティッシュペーパー 参加者 707人
第26回 平成26年11. 26(水) 午後1時30分～3時50分 リリア音楽ホール	同	上	○講演 「生きながら 生まれ変わる」 ○映画 「秋桜の咲く日」	歌手 『米良 美一』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入デスクメモ 標語入ティッシュペーパー 参加者 548人
第27回 平成27年11. 25(水) 午後1時30分～3時50分 リリア音楽ホール ※「川口市平和都市宣言 30周年記念平和と人権を 考える集い」として実施	同	上	○講演 「あの日、あの時、 あれから70年」 ○平和作文 表彰・発表	エッセイスト 『海老名 香葉子』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入マグネット常盤ライト 標語入ティッシュペーパー 参加者 558人
第28回 平成28年11. 29(火) 午後1時30分～4時10分 リリア音楽ホール	同	上	○講演 「命・大切に、 思うこと」	タレント 『稲川 淳二』	市長挨拶 PTA連合会会長挨拶 啓発冊子 2冊 標語入ポイントカードケース 標語入ティッシュペーパー 参加者 557人

(ウ) 職員研修(職員課 他)

(昭和61年度、一中略一、平成24～28年度)

年度	対象	方法	目的	主な内容	備考
昭和61	部長職 主任までの職員	講義 映画	同和問題について、正しい理解と認識を得、公務員として同和問題解決のため、適切な助言指導が常に行えるようにする。	○講義同和問題の現状と課題 ○映画・部落の歴史2・3巻	1回 17人 1,032人
途中省略					
平成24	新任職員 係長職 係長職 係長職 主事・技師昇任前職員	講義ビデオ 講演 講演 講演 講義	同上	○講義「人権問題を考える」 ○ビデオ「武州鼻緒騒動」 ○講演「いきいき異世代コミュニケーション」 ○ビデオ「探梅(たんばい)」 ○講義「現代の人権問題の課題」 ○講義「同和問題の現状と課題」 ○講義「人権問題を考える」	4/2 1回 161人※アンケート実施 講師 同対主幹 11/27 1回 60人 講師 押阪 忍 12/18, 19 4回 321人 講師 藤田源市 12/20, 21 4回 232人 講師 県人権推進課 杉田 修一 1/23 1回 156人 講師 県人権推進課 小杉 康博
平成25	新任職員 主任職 主任職 主任職 主事・技師昇任前職員	講義ビデオ 講演 講演 講演 講義	同上	○講義「人権問題を考える」 ○ビデオ「武州鼻緒騒動」 ○講演「生きてるだけでそれだけで」 ○ビデオ「千夏のおくりもの」 ○講義「現代の人権問題の課題」 ○講義「同和問題の現状と課題」 ○講義「人権問題を考える」	4/2 1回 157人※アンケート実施 講師 同対主幹 11/26 1回 50人 講師 いっこく堂 12/17, 18 4回 299人 講師 県人権推進課 永井 茂 12/19, 20 4回 229人 講師 藤田源市 1/23 1回 75人 講師 県人権推進課 永井 茂
平成26	新任職員 主事・主事補職 主事・主事補職 主事・主事補職 主事・技師昇任前職員	講義ビデオ 講演 講演 講演 講義	同上	○講義「人権問題を考える」 ○ビデオ「武州鼻緒騒動」 ○講演「生きながら生まれ変わる」 ○ビデオ「秋桜の咲く日」 ○講義「現代の人権問題の課題」 ○講義「同和問題の現状と課題」 ○講義「人権問題を考える」	4/2 1回 140人※アンケート実施 講師 同対主幹 11/26 1回 56人 講師 米良美一 12/2 2回 242人 講師 藤田源市 12/5 2回 118人 講師 藤田源市 1/20 1回 84人 講師 県人権推進課 小杉 康博
平成27	新任職員 部長、次長、課長 部長、次長、課長 部長、次長、課長 主事・技師昇任前職員	講義DVD 講演 講義 講義 講義	同上	○講義「人権問題を考える」 ○DVD「ヒューマン博士と考えよう」 ○講演「あの日、あの野、あれから70年」 ○講義「人権問題の現状と課題」 ○講義「人権問題の課題」 ○講義「人権問題を考える」	4/2 1回 214人※アンケート実施 講師 同対主幹 11/25 1回 42人 講師 海老名香葉子 2/18 1回 73人 講師 藤田源市 2/19 1回 48人 講師 県人権推進課 柏田勝良 1/19 1回 66人 講師 県人権推進課 金子 保夫
平成28	新任職員 課長補佐級 課長補佐級 課長補佐級 主事・技師昇任前	講義DVD 講義 講義 講演DVD 講義	同和問題について、正しい理解と認識を得、公務員として同和問題解決のため、適切な助言指導が常に行えるようにする。	○講義「人権問題を考える」 ○DVD「ヒューマン博士と考えよう」 ○講義「人権問題の現状と課題」 ○講義「人権問題の課題」 ○講演「命・大切に、思うこと」 ○講義「人権問題を考える」	4/4 1回 235人 講師 同対主幹 11/25 2回 168人 講師 藤田源市 11/28 2回 145人 講師 県人権推進課 永井 茂 11/29 1回 41人 講師 稲川 淳二 1/17 1回 153人 講師 講師 県人権推進課 金子 保夫

(工) 派遣研修

(平成28年度実績)

研修名	主催	会場・人数	期日(実日数)
人権行政連絡会議	埼玉県	あけぼのビル 501会議室 (1名)	4月19日(1日)
ヒューマンフェスタ2016 in川越	埼玉県・県教育委員会	ウェスタ川越 (13名)	8月30日(1日) ※ 台風のため中止
人権を考える 「県民の集い」	埼玉県・県教育委員会	越谷レイクタウン (欠席)	12月3日(1日)
第15回人権フェスティバル	北足立郡市町同和对 策推進協議会	和光市民文化センター (66名)	10月5日(1日)
人権・同和问题研修会	"	蕨市民会館101室 (10名)	10月28日(1日)
北足立地区人権教育研究集会	北足立地区人権教育 研究集会実行委員会	桶川市民ホール・さいたま文 学館 (115名)	1月27日(1日)
視察研修	北足立郡市町同和对 策推進協議会	平和記念展示資料館 (1名)	2月8日(1日)
人権・同和问题研修会	埼玉人権啓発企業 連絡会	大宮ソニックシティ小ホール (1名)	12月6日(1日)
企業トップクラス&公正採用 選考人権啓発推進員研修会	川口公共職業安定所	キューボ・ラ フレンジア (109名のうち職員3名)	2月24日(1日)

(才) 公正採用選考人権啓発推進員研修会

(昭和58、59年度、一中路一、25～28年度)

開催日時	会場	主催・協賛・後援	内容	講師	市の出席者
S59年 1月20日(金) 午後1時00分	浦和 市民会館	(主)埼玉県労働部 川口・大宮・浦和 公共職業安定所 (協)北足立郡市町同和 対策推進協議会 (後)川口市他10市1町	○講演 「同和問題について」 ○事例発表「企業内におけ る同和研修」 ○映面上映 「美しい季節」	埼玉県教育局 同和教育課長 関根 武義 日産ディーゼル株 人事課長 樫原 靖彦	【労政課】 牧田主事 【福祉課】 中村係長
S59年 12月7日(金) 午後1時30分	川口 青木会館	(主)埼玉県労働部 川口公共職業安定所 (協)北足立郡市町同和 対策推進協議会 (後)川口市・戸田市 蕨市・鳩ヶ谷市	○講演 「就職差別について」 ○映面上映 「太陽の涙」	埼玉県立川越 工業高校 進路指導主事 安田 嘉男	【労政課】 佐々木係長 【福祉課】 中村補佐
途中省略					
平成25年 2月19日(火) 午後2時00分	キューボ・ラ 「フレンジイア」	同 上	○講演 「公正な採用選考システムの 確立をめざして」 ○ビデオ上映 「本当の出会いのために」 (エントリーから始まる公正採用選考) 112名	県人権推進課 専任講師 小杉 康博	【総務課】 中川主任 【職員課】 本澤副主任 【労政課】 高橋課長 【消防】 総務課 大野主査 【水道】 総務課 石坂課長補佐
平成26年 2月19日(水) 午後2時00分	キューボ・ラ 「フレンジイア」	同 上	○講演 「企業と人権問題」 ○ビデオ上映 「誰にでも開かれていますか？」 ～公正な採用を求めて～ 108名	県人権推進課 専任講師 永井 茂	【総務課】 折原副主任 【職員課】 永井課長(次長) 【労政課】 井上主任 【医療センター】 庶務課 徳山主任 【水道】 庶務課 石坂課長補佐
平成27年 2月20日(金) 午後2時00分	キューボ・ラ 「フレンジイア」	同 上	○講演 「人権問題の現状と課題」 ○ビデオ上映 「みんなで語ろう！公正な採用選考」 ～公正な採用を求めて～ 109名	県人権推進課 専任講師 小杉 康博	【総務課】 折原主幹 【職員課】 折原課長 【労政課】 飯塚主任 【水道】 庶務課 石坂課長補佐
平成28年 2月26日(金) 午後2時00分	キューボ・ラ 「フレンジイア」	同 上	○講演 「人権問題の現状と課題」 ○報告 「公正な採用選考」及び 「障害者差別禁止・合理的配慮」 について 116名	県人権推進課 専任講師 永井 茂	【総務課】 白藤主任 【職員課】 諏訪主査 【労政課】 山野邊主任
平成29年 2月24日(金) 午後2時00分	キューボ・ラ 「フレンジイア」	同 上	○講演 「企業の社会的責任と身近に ある人権課題」 ○ビデオ上映 「フェアな会社で働きたい」 ○「公正な採用選考」について 109名	県人権推進課 専任講師 金子 保夫	【総務課】 森主幹 【職員課】 石川主任 【労政課】 竹内係長

(力) 社会人権・同和教育

(平成28年度実績)

研修会等の名称	対 象	方法	目 標	主な内容	備考
人権問題 理解講座 (初級コース)	○一般市民 ○公民館講座生 ○社会教育団体	・講義 ・質疑 ・話し合い ・映画上映	○各公民館地区住民を対象として人権尊重を基本に、同和問題について正しく認識し、差別意識や偏見をなくし、すすんで部落差別を解消する態度を培う。	○差別のない明るい社会づくり ○日常生活と差別、偏見について ○人権教育映画を観て話し合う	34回 1,454人
人権問題 専門講座 (中級コース)	○一般市民 ○公民館講座生 ○団体役員 ○公民館職員	・講義 ・質疑 ・話し合い ・映画上映	○人権尊重を基本的課題とし、差別問題(部落差別、一般差別)について正しい認識を深め、差別意識や偏見を払拭するとともに、地域における差別問題を解消するために、核となって話し合えるリーダーを育てるため、各公民館ブロック(7ブロック)で実施する。	○人権問題と国民的課題について考える。 ○差別の歴史と差別解消への努力 ○家庭と地域と人間関係 ○幸せに生きる人権感覚について	7回 341人
社会人権教育 指導者養成講座 (上級コース)	○一般市民 ○市人推協委員 ○公民館長	・講演 ・映画上映	○人権尊重の理念を踏まえ、生涯にわたる教育の機会均等を図る中で人権・同和問題について、正しい認識を深め、偏見や差別意識を払拭するため各施設において開設する「人権問題理解講座」のための指導力、企画力を身につけるための指導者及び核となって話し合える良きリーダーを養成する。	○人権教育映画視聴 ○社会人権・同和教育の考え方、進め方 ○差別解消運動の歩み ○視聴覚教材の効果的活用方法を考える ○常時、啓発事業の進め方、市民として、指導者としてなすべきことを考える	1回 8人 (平成2年度から「人権を考える集い」と合同開催)
PTA役員対象 人権教育研修会	各校・園の PTA役員	・講演 ・映画上映	○人権尊重のなかで、差別問題解決の核となって話し合えるリーダーを育てる。	○人権教育映画視聴 ○地域、家庭における人権教育 ・差別の歴史 ・子どもの差別意識 ・他人の痛みを理解できる人間の育成をめざす ・自分が見える人間の育成をめざす	1回 103人 昭48年度以降毎年実施 (平成2年度から「人権を考える集い」と合同開催)
川口市人権教育 推進協議会委員 研修	川口市人権教育 推進協議会委員	・総会 ・研修会 ・映画上映	○人権教育の現状と課題を明確にし、一層の推進を図る。	○人権教育の現状について ○人権教育映画視聴 「あなたがあなたらしく生きるために」	1回 20人
		・現地研修	○国立ハンセン病資料館視察	○ハンセン病問題の歴史と現況	1回 13人

(壬) 学校人権・同和教育

(平成28年度実績)

研修会等の名称	対象	方法	目 標	主 な 内 容	備考
人権教育理解研修会	人権教育主任を経験していない教員等	講義 質疑 映画	○同和問題をはじめとして様々な人権課題についての理解を図り、実践力と資質の向上を図る。 ○人権教育映画を校内研修で活用できるよう指導する。	○講話 ○人権啓発映画視聴 ・「あなたがあなたらしく生きるために～性的マイノリティと人権～」 ・「あなたに伝えたいこと」(同和問題) 会場：上青木公民館	1回 84人 昭49年度以降 毎年実施
人権教育主任研修会	各校の人権教育主任	講義 研究協議 映画	○人権教育主任が、校内研修の中心となって、研修・実践を推進できるように指導力の向上を図る。 ○人権教育映画を校内研修で活用できるよう指導する。	○人権教育・同和教育の在り方について ○身分制度の学習を指導する際の留意点 ○「あなたがあなたらしく生きるために～性的マイノリティと人権～」 会場：教育研究所	1回 84人
人権教育現地研修会	各校の人権教育担当者	現地研修	○現地見学を通して様々な人権問題を理解してもらうとともに、今後の学校教育において、人権教育の中心的な役割を果たすため指導力の向上を図る	○食肉市場での仕事の様子のフィールドワーク ○職業差別の現状についての解説専門員による解説 会場：東京都中央卸売市場食肉市場	1回 42人
人権教育管理職研修会	各校の校長(隔年で校長と教頭)	講義 研究協議	○学校における人権教育の現状を見直し、より効果のある人権教育の推進を図る ○人権教育主任のアドバイザーとして、研修、実践の推進を図る	○県内の差別事象 ○人権教育の現状 講師：古河邦子(さいたま市立五反田会館指導員) 会場：西スポーツセンター	1回 84人 昭59年度以降 毎年実施
小中学校人権教育担当者研修会 (県教委主催)	各校の人権教育担当	講義 事例発表 人権教育推進上の留意点等について	○人権教育担当の研修として各教科、領域における人権教育の展開を図る	○人権教育担当への啓発 ○学校における人権教育の推進 会場：さいたま市民会館 おおみや	1回 76人
北足立地区人権教育研究集会	教員 社会教育担当者 学校教育担当者 行政担当者 公民館長	講演 実践報告	○差別の実態とその要因を明確にし、校内研修推進に役立てる ○学校等における人権教育の現状を見直し、より効果のある人権教育の推進を図る	○全体研修 ○分科会 会場：桶川市民ホール	1回 115人 (すべて含めて)

(平成28年度実績)

研修会等の名称	対象	方法	目 標	主 な 内 容	備考
人権教育実践 報告会	保幼小中高 学校教員、 公民館職 員、人推協 委員	研究協議 実践報告	○人権教育に関する理論に ついて研修し、実践方法 資質の向上を図る。	○人権作文発表 ○部会ごとの研修 会場：蕨市民会館	1回 130人
小中学校長人権 教育研修会 (県教委主催)	小・中学 校長、指導 主事	講義 実践報告 研究協議	○教育現場における、より 効果的な人権教育の推進 を図る	情報提供、啓発映画視聴 会場：さいたま市民会館 うらわ	1回 79人
人権教育校内研 修会	各校教職員	講義 研究協議	○教職員が人権啓発教育に ついて正しい理解と人権 感覚を身に付け指導力の 高揚を図る。	会場：各市立学校 要請訪問 3校 実施学校 83校	5回 120 2,300人
指 導 主 事 研修会	指導主事	研究協議	○指導主事の研修として、 各教科、領域における人 権教育の展開を図る	○指導主事の啓発 講師：指導主事 会場：川口市立教育研 究所	1回 22人
県公立高等学校 等入権教育担当 者研修会 (県教委主催)	各校の人権 教育主任	講演 研究協議	○人権教育に関する研修を 通し教員の資質向上を図 る	講演、実践報告、情報 提供 会場：さいたま市文化 センター	1回 3人
県公立高等学校 等長人権教育研 修会 (県教委主催)	各 校 の 校 長 教 頭	講演 研究協議 事例発表	○人権教育の推進・充実及 び管理職としての資質向 上を図る	講演、情報提供 会場：県庁第3庁舎	1回 3人
人権感覚育成指導者 研修会（県教委主 催）	各校の人権 教育主任等 小：学校番 号21～30 中：学校番 号11～15	演習 研究協議	○「人権感覚育成プログラ ム（学校教育編）の各学 校での活用を促進するた めの指導者を養成する。	講義、演習 会場：埼玉県民活動総 合センター	1回 15人

○川口市同和対策審議会条例

〔昭和54年8月22日〕
〔条例第27号〕

（設置）

第1条 同和対策の推進を図るため、川口市同和対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 審議会は、同和対策に関する重要事項について、調査審議するとともに、市長に必要な提言を行なうことができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（1） 知識経験者

（2） 民間団体の代表者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第7条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第8条 審議会に、幹事若干人を置き、市長が市職員のうちから任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について会長及び委員を補佐する。

（庶務）

第9条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成10年3月24日条例第11号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

川口市同和対策審議会委員名簿

任期＝平成27年8月25日～平成30年8月24日（順不同）

委嘱区分	委員名	備 考
知 識 経 験 者	坂本 だいすけ	川口市議会議員
	富沢 太志	川口市議会議員
	黒川 達雄	弁護士
	坂口 美津子	人権擁護委員
	荒井 真道	人権擁護委員
	井上 三枝子	保護司
	中塩 照美	民生委員・児童委員
	宮村 聡子	社会教育委員
	橋本 昌則	川口商工会議所（経済団体）
	竹澤 等	公募委員
民間団体 の代表者	長澤 信	P T A連合会副会長
	大越 邦彦	人権教育推進協議会会長

メ モ

(案)

川口市同和行政基本方針

——特別対策終了後の同和行政の基本的あり方——

平成 30 年 4 月

~~平成 24 年 5 月~~

川 口 市

はじめに

同和問題解決のための「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）が平成14年3月31日で失効し、33年間続いた国の特別対策が終了した。この特別対策の期間中には、国及び地方公共団体において環境改善をはじめとした様々な施策が実施され、相当程度の成果をあげた。

そして、国は法失効にともない、「今後の施策ニーズには、他の地域と同様に、地域の状況や事業の必要性に応じ、所要の施策が講じられる」こととしている。すなわち、これまでの特別対策による取り組みから、一般対策を活用して同和問題解決のための行政施策に取り組むということである。このような状況の中で、これまでの同和行政の経緯及び現状と課題、地域改善対策協議会意見具申（平成8年5月）の趣旨並びに人権擁護推進審議会答申を踏まえ、わが国固有の人権問題である同和問題の解決をめざして、本市においては平成15年3月に「川口市同和行政基本方針」を定め広域的な人権教育・人権啓発に関する事業を進めてきた。

しかしながら、本基本方針を策定してから10年を迎えが経過し、これまでの方策にも変化が見られている。また、平成23年10月11日に川口市、鳩ヶ谷市の2市が合併し、新「川口市」が誕生したことを契機に、これまで両市が積極的に推進してきた人権尊重に関する取り組みについての成果を踏まえ、新「川口市」として、同和問題の早期解決に向け、全庁的な体制による取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、平成15年3月に策定した平成24年5月に基本方針の見直しを行う。行った。

その後、国は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じているとして、その解消のため、平成28年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」を制定した。この法律は恒久法であり、国及び地方公共団体が行う同和行政の法的根拠のひとつとなるものである。よって、法律の制定を

受け、基本方針の一部見直しを行う。

第1 同和行政の経過と現状

わが国固有の人権問題である同和問題について、昭和35年、総理府に同和対策審議会が設置され、翌年、内閣総理大臣から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問を受けた。同審議会は昭和40年に、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本的認識を柱にした答申をし、これがその後の同和行政の基本となったのである。

国はこの「答申」を踏まえ、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」を制定し、同和問題解決のための施策を本格的に開始した。以来、昭和57年から「地域改善対策特別措置法」、昭和62年から平成14年3月31日までの「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」と3つの特別措置法を制定し、総合的な施策を実施した。これらの施策によって住環境の整備や教育の格差是正など同和地区の改善が急速に進展した。

特別措置法制定から24年経った平成5年、国は四半世紀に及ぶ特別対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等を把握するための同和地区実態把握等の調査を実施した。この調査結果を踏まえて、地域改善対策協議会が今後の同和行政の基本的な方向について協議を行った結果、同協議会は平成8年に「特別対策については、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、現行法の期限である平成9年3月末をもって終了することとし、教育、就労、産業等のなお残された課題については、一般対策に工夫を加えつつ対応する」との意見をまとめた。この意見具申を踏まえて、平成9年に5年間の経過措置を講じる法改正を行い、所要の施策を実施したが、平成14年3月31日で同法は失効し、ここに33年間続いた特別措置法に基づく国の同和対策が終了した。

そして、今後その後の同和対策は、特別対策から一般対策に移行して講じられることとなった。

また、本市では、昭和54年8月22日に川口市同和対策審議会を設置し、同和問題に関する様々な意見や解決策の提示を受けた。これに基づき、市の施策の基本計画の基本理念に「人間性の尊重」を掲げ、人権の尊重を施策の柱として同和問題の解決をめざし、職員はもとより市民に対してあらゆる機会を通して教育・啓発活動を展開してきたところである。さらに平成9年には「川口市同和対策事業計画」（5カ年計画）を策定するとともに、これと平行して、平成12年に「人権教育のための国連10年川口市行動計画」を策定し、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者等の人権教育・啓発に取り組んできた。

こうした中、平成11年7月、国の人権擁護推進審議会はから、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について」答申がされた。これを受け平成12年12月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務が定められている。本市では先に述べた同和対策審議会答申の基本的認識並びに平成14年3月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画」などに基づき、引き続き同和問題に関する啓発活動・教育活動を継続し積極的に取り組んでいる。

なお、行政組織規則に基づき総務課同和対策係を設置し、同和対策を所管するとともに、より広範な人権施策を推進すべく平成14年4月に自治振興課内に「人権相談担当」窓口を設置したところである。この「人権相談担当」については、さらに人権施策の充実と総合調整機能の強化を図るため、平成15年4月1日付けで行政組織規則に定めている。

その後、組織改正により平成20年4月から市民相談室が新設され、同室内に「人権相談担当」が設置されている。

第2 同和対策の成果と課題

特別対策の下で過去33年の期間にわたって実施してきた成果を踏まえながら、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の目的を遵守し、引き続き市民や職員を対象とした講演会・研修会の開催とともに、啓発映画・ビデオ・DVDソフトを揃えて活用を図るほか、人権週間における講演会の開催、啓発用品の配布や、広報誌への啓発記事の掲載などの啓発活動を実施してきたことにより、差別意識については相当程度改善の方向にむかっているものと思われる。

しかし、残念ながら現在においても同和地区住民に対する差別意識は、結婚問題や就職問題を中心に根深く存在するとともに、最近ではインターネットを悪用した差別落書きのような悪質かつ陰湿な差別事象が発生している。また、平成17年から平成19年にかけて、行政書士による身元調査を目的とした戸籍謄本等の不正取得事件も相次いで確認されている。

一方、平成22年7月に埼玉県内8郡の各市町村教育委員会が実施した埼玉県内「中学生・高校生人権意識アンケート調査」や埼玉県が平成22年11月に実施した「人権に関する意識調査報告書」からも、同和问题への無関心や認識不足といった課題が残されていることが明らかになった。

「中学生・高校生人権意識アンケート」では、同和问题（部落差別）について知っていますかの問に対して、中学生は、1割強、高校生では、3割強の割合で知らないと答えている。また、知っているとした生徒に対し、同和问题の起源や差別の解消の取り組みなどについて回答を求めた結果についても、中学生については約1割、高校生については約3割の生徒が誤った認識を持っているという結果となっている。

また、埼玉県が行った「人権に関する意識調査報告書」では、同和问题を知らないとした人は、無回答も含め2割を超えている。知っているとした人を対象に、自分の子どもの結婚相手が「同和地区」出身であるとわかった時、あなたはどのようにしますかの問に対し、わからないと回答した人も含め半数近くが、何らかのこだわりや偏見を持っている

という結果となった。同和問題の解決に対する回答については、6割強の人たちが、差別解消へ取り組む意識について消極的であることが数値として表れている。

さらに、平成27年1月に北足立郡市町同和対策推進協議会が実施した「人権意識調査」では、人権問題の中で同和問題に関心があると回答した人は1割にも満たず、関心の低さがあらためて明らかになった。また、住宅や生活環境を選ぶ際に、同和地区を避けるかに対する回答では、2割半ばの人たちが避けると答えており、心理的な差別意識が根強く存在していることが課題として表れている。

これまで埼玉県内で行われてきた同和教育及び啓発の結果が、このような数値として表れたことを真摯に受け止め、本市もこれからの課題として施策の展開を図っていかなければならない。

人権問題の解決は、市民一人ひとりが差別を自分自身の問題としてとらえ、差別の現実学ぶ中で同和問題の認識と理解を深めることが大切である。そのための教育・啓発事業が果たす役割は極めて大きいものと考ええる。

第3 同和行政の基本的方向

特別対策はおおむねその目的を達成できたと考えられる。このため、特別対策としての同和対策事業は終了し、一般対策に移行した。しかし、特別対策を終了し、一般対策に移行するということが、同和問題の早期解決をめざす取り組みの終了を意味するものではないことはいうまでもない。特別対策の中で実践してきた教育・啓発事業を一般対策の中で工夫を加えて継続・発展させるべきである。

そこで、これまでの成果を踏まえ、引き続き他市町及び関係団体等との連携を図りつつ差別意識の解消等なお残された課題の解決に努めるものとする。そして、残された課題の解決に当たっては、一般対策移行後の基本的方向性を明確にする必要があると考える。

よって、本市では今後も、以下の基本的方向に沿って、従来にも増し

て基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、各種の一般施策を活用しながら同和問題の一日も早い解決をめざすこととする。

1 人権行政の重要課題としての同和行政

同和行政は、特別対策を終了し一般対策に移行したが、今後も同和問題を人権問題という本質からとらえ、同和対策を人権施策の重要な柱として位置づけて取り組む。人権施策の重要な柱として取り組むということは、同和対策を他の施策に置き換えたり、埋没させることを意味するものではない。同和問題を正しく理解するための同和教育や啓発活動など、同和問題解決のために必要な施策は、同和行政独自の施策として引き続き取り組んでいくこととする。

そのためには、同和対策を人権施策のひとつとして再構築することが重要な鍵となることから、本市では、人権行政の整備を図り、総合的・体系的な人権施策の一環として同和対策を推進するため、平成17年6月川口市人権教育及び人権啓発推進本部を設置した。

2 差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

同和問題解決にとって残されたもっとも大きな課題は、差別意識が未だなくなっていないことである。こうした心理的差別をなくすため、今後の同和対策は、差別意識の解消に向けた教育・啓発に取り組むものとする。

「第2 同和対策の成果と課題」で述べたとおり、埼玉県や北足立郡市町同和対策推進協議会が行った意識調査の結果により、同和問題に対する無関心や認識不足といったことが明らかになった。そのために今後の同和対策は、特に人権侵害の現実に学ぶことで差別意識の解消をめざした教育・啓発活動を中心に据えて推進することとする。

ただし、これからの同和教育及び啓発は、これまでの教育・啓発事業の成果を総括し、その反省を踏まえて改革を図りながら、次のとおり進めることとする。

- ② 体験型・参加型の啓発手法を積極的に取り入れる。
- ② ビデオDVD等の視聴覚教材の導入・活用を進める。
- ③ 当事者との交流を取り入れる。
- ④ 基礎学習として身近（具体的）な人権問題学習を取り入れる。
- ⑤ 市民レベルの指導者の養成に努める。

第4 今後の同和行政施策の柱

本市は今後、前述の基本的方向に沿って、次のような施策の柱により同和行政に取り組むものとする。

1 教育・啓発の推進

施策の柱の第一は、教育・啓発の推進である。

特別対策終了後の現在においても、同和地区に対する差別意識や偏見は社会の中に根強く存在している。こうした現状を踏まえ、同和行政の中でもっとも重要な施策が、差別意識をなくすための同和教育及び啓発であることは言うまでもない。

このため、国は平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を制定し、同法に基づき平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」を閣議決定した。

また、県も同時期に「埼玉県人権施策推進指針」を策定し、国とともに人権教育・啓発を積極的に推進している。

こうした動向を踏まえ、本市としても今後の同和行政の重要課題として同和問題の正しい理解のための同和教育及び啓発に取り組むこととする。

ただし、これからの同和教育及び啓発は、前述のとおり、体験型・参加型の啓発手法を取り入れることや同和地区住民との相互理解を促進するため、当事者との交流を取り入れることなどの改革を図ることが重要である。また、同和問題の正しい理解のためにも、基礎教育として人権学習を積極的に推進することが重要である。

2 人権に関わる相談と救済

施策の柱の第二は、人権に関わる相談と救済である。

わが国には、現在のところいわゆる国内人権救済機関が存在せず、人権侵害を受けた被害者への不適切な対応事例がしばしば見られたため、人権侵害を受けた同和地区住民や障がい者、女性、外国人などの人々が迅速かつ簡易、適切に救済されるような救済機関の誕生が長い間望まれてきた。

この問題については、関連する法律の制定改廃や国の施策の動向を注視し、今後、新しい人権救済機関が誕生すれば、本市としても人権侵害に対する相談体制の整備等、国の救済制度とリンクした有効な救済活動に取り組む必要がある。

第5 今後の同和行政の法的根拠

これまで述べてきた今後の同和行政の基本的方向及び施策が、広く市民の理解と協力を得るためには、その法的根拠を明確にする必要がある。

これまでの同和行政は、平成12年12月に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」並びに同法に基づき国が平成14年3月に閣議決定した「人権教育・啓発に関する基本計画」及び県が平成14年3月に策定した「埼玉県人権施策推進指針」を法的根拠として推進してきた。しかし、その後の社会情勢の変化は著しく、深刻化する女性、子ども、高齢者への虐待が増加し、また、インターネット上での名誉棄損、拉致問題、さらには東日本大震災及びそれに伴う福島第一原子力発電所の事故により、災害時における人権の配慮といった新たな人権課題も顕在化してきた。このことによって、平成24年3月に「(改定) 埼玉県人権施策推進指針」が策定された。今後は、この指針をもとに取り組んでいくこととする。

そして、平成28年12月に、国が「部落差別の解消の推進に関する法律」を制定したことを受け、この法律も法的根拠のひとつとして据え、推進していくこととする。

第6 その他の同和行政の課題

1 同和対策審議会のあり方について

本市は、「同和問題解決のための総合対策の樹立、その他の重要事項の調査審議に関する事務」を行う附属機関として昭和54年8月22日に同和対策審議会を設置した。同審議会は、市の同和行政の指針となる意見等を提示するなど、同和行政推進に大きな役割を果たしてきた。

本市においては、人権問題の重要課題のひとつである同和問題の解決を図る審議機関として、同和対策審議会を今後も引き続き存続させる考えである。

2 人権教育推進協議会のあり方について

本市は、「同和問題をはじめとするすべての人権が保障された平和で民主的な明るい地域社会づくりに寄与すること」を目的に昭和48年11月14日に「川口市同和教育推進協議会」を設置した。同協議会は、市民を対象に同和教育講演会や研修会、啓発資料の作成、各種団体との連絡調整など、同和教育の推進に大きな役割を果たしてきた。

しかし、「川口市同和教育推進協議会」については、同和教育を人権教育に再構築して、人権教育の重要な柱と位置づけることから、平成14年5月24日「川口市人権教育推進協議会」に改称した。それでもなお、同和問題が解決していないこと、また、人権教育の推進のためには同和問題の解決が不可欠であることから、同協議会に「同和教育分科会」を設置しており、引き続き同和教育の推進にあたることとする。

3 えせ同和行為の排除について

えせ同和行為については、これまで実施してきた啓発の効果を一挙にくつがえし、同和問題に対する誤った認識を植え付ける大きな原因となっているため、本市としても、企業への啓発等を中心にえせ同和行為の排除を強く呼びかけてきたところである。しかし、残念ながらえせ同和行為は現在も形を変えながら横行している。そのため本市としては、関

係機関と連携を取りながら、その排除に向けた対策を一層推進するものとする。

まとめ

「人権の世紀」といわれる 21 世紀を迎え、人権尊重の社会づくりは、本市ばかりでなく、人類共通の願いであり課題となっている。

21 世紀のわが国においては、国、地方公共団体及び国民の不断の努力によって「人権の世紀」を実現させなければならない。しかし、残念ながら、わが国では同和問題をはじめとして、さまざまな人権問題が存在している。とりわけ、わが国固有の人権問題である同和問題を解決することは、人権行政推進のための原点であると考えている。その同和問題は、今日までの特別対策によって解決の展望が開けてきたとはいうものの、完全に解決したとは言えない状態にある。

本市としては、「差別がある限り、特別対策の根拠となる法の有無にかかわらず、市の重要課題として取り組む」ことを基本姿勢として同和対策に取り組んできたが、この基本姿勢は、今後も堅持していかなければならないと考える。

しかし、それはこれまでの取り組みを漫然と続けるだけではなく、教育・啓発の方法やその周知・普及のあり方を見直し、一層の工夫を加えて取り組まなければならないものである。今後は、も、3-3 年間の特別対策下これまでの同和行政の成果を踏まえるとともに、現状認識に努めていくことにより人権問題解決への広がりの中で同和問題解決を展望するという新しい観点で同和行政を組み立て直していくこととなる。すなわち、同和問題の解決は、人権問題全体を解決する上での重要課題であるとの観点に立って必要な施策の一層の推進を図ることとする。

よって、「人権の 21 世紀」実現に資することを希求し、これを今後の同和行政の基本方針とする。

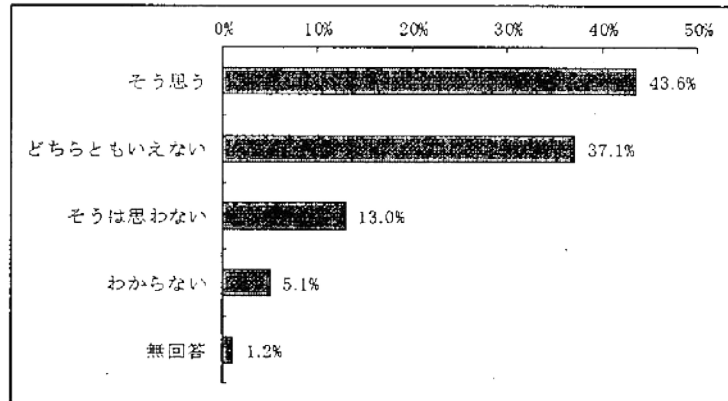
以上

人権意識調査報告書概要版

調 査 の 内 容	
● 調査対象者	北足立地区在住の20歳以上の男女
● 対象人数	6,900人
● 抽出方法	層化無作為抽出方法
● 調査方法	郵送配布・回収、無記名回答
● 調査期間	平成27年1月9日～1月23日
● 回収結果	回収数 2,747件 回収率 39.8%
● 市町別抽出数	1,200件 さいたま市 600件 川口市、上尾市、草加市、戸田市、朝霞市、新座市 300件 鴻巣市、蕨市、志木市、和光市、桶川市、北本市、伊奈町

◆ 今の日本は、基本的人権が尊重されている社会であると思われますか。(○は1つ)

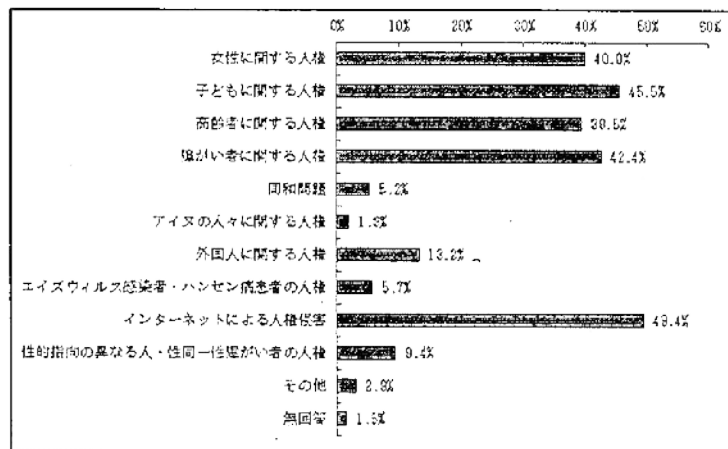
「そう思う」が43.6%で、「そうは思わない」13.0%を大きく上回っており、「どちらともいえない」が37.1%となっている。



(回答数 2,747)

◆ 日本の社会には、人権にかかわるいろいろな問題がありますが、あなたが特に関心をお持ちのものをあげてください。(○は3つまで)

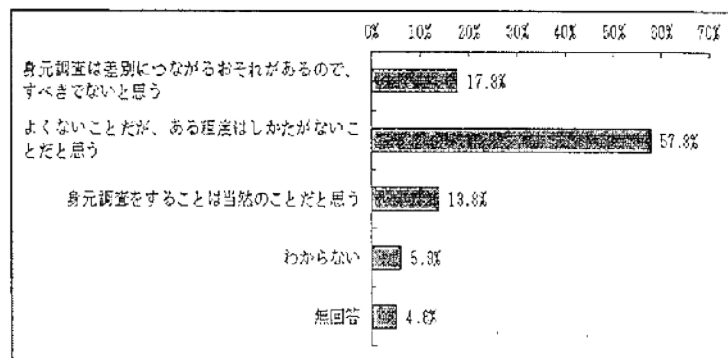
「インターネットによる人権侵害」が49.4%で最も高く、次いで「子どもに関する人権」が45.5%、「障がい者に関する人権」が42.4%と続いている。



(回答数 7,049)

◆ あなたは、結婚や就職時の身元調査について、どのようにお考えですか。(○は1つ)

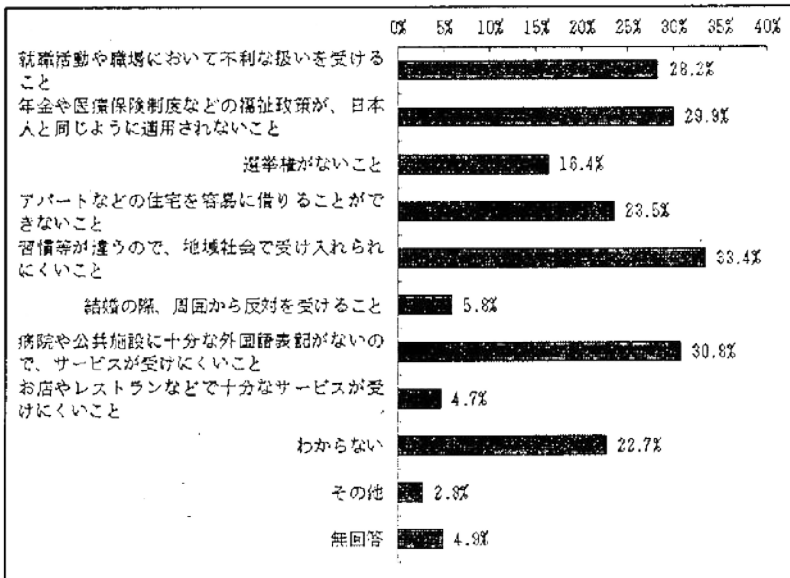
「よくないことだが、ある程度はしかたがないことだと思う」が57.8%で最も高く、次いで「身元調査は差別につながるおそれがあるので、すべきでないと思う」が17.8%と続いている。



(回答数 2,747)

- ◆ 日本に居住している外国人に関する事柄で、人権上、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。
(○は3つまで)

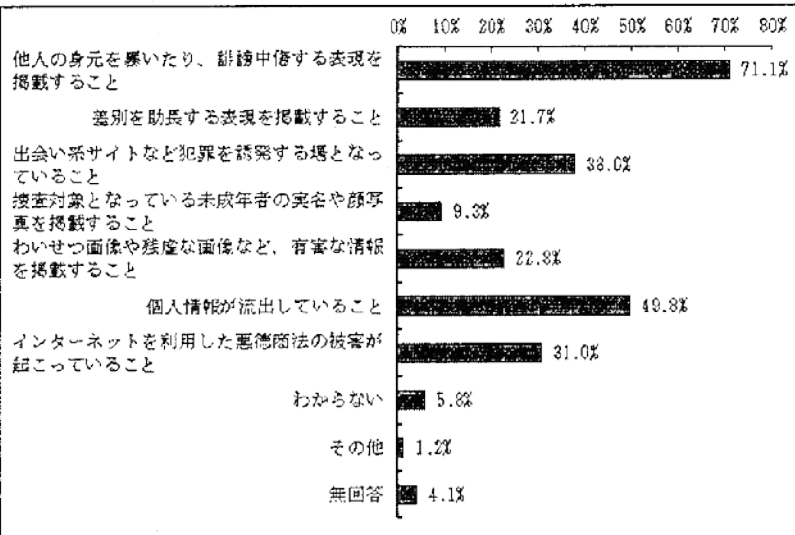
「習慣等が違うので、地域社会で受け入れられにくいこと」が33.4%と最も高く、次に「病院や公共施設に十分な外国語表記がないので、サービスが受けにくいこと」が30.8%、「年金や医療保険制度などの福祉政策が、日本人と同じように適用されないこと」が29.9%と続いている。



(回答数 5,578)

- ◆ インターネットに関する事柄で、人権上、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。(○は3つまで)

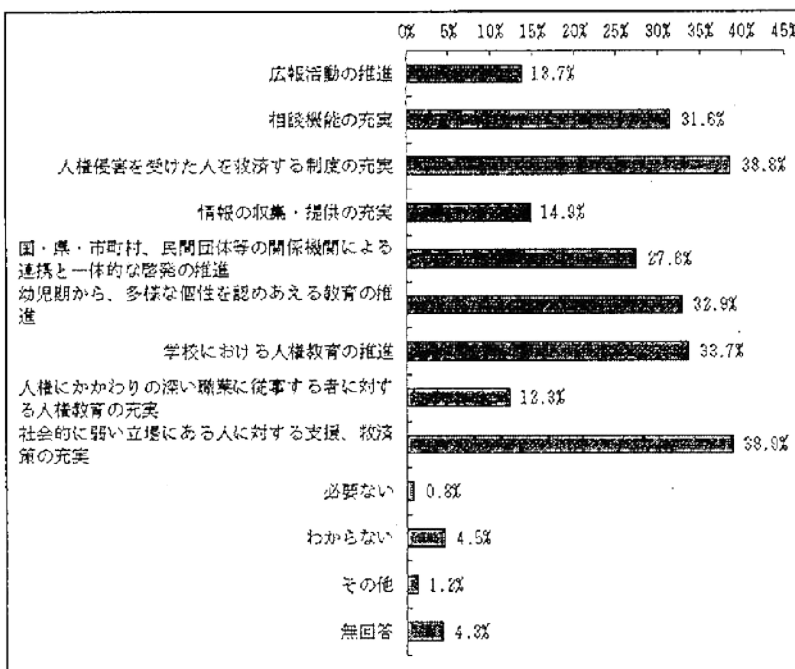
「他人の身元を暴いたり、誹謗中傷する表現を掲載すること」が71.1%で最も高く、次いで「個人情報流出していること」が49.8%、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」が38.0%と続いている。



(回答数 7,000)

- ◆ 今後、市町が人権問題の解決に向けて、取り組むべきことについて、あなたのお考えに近いものはどれですか。(○は3つまで)

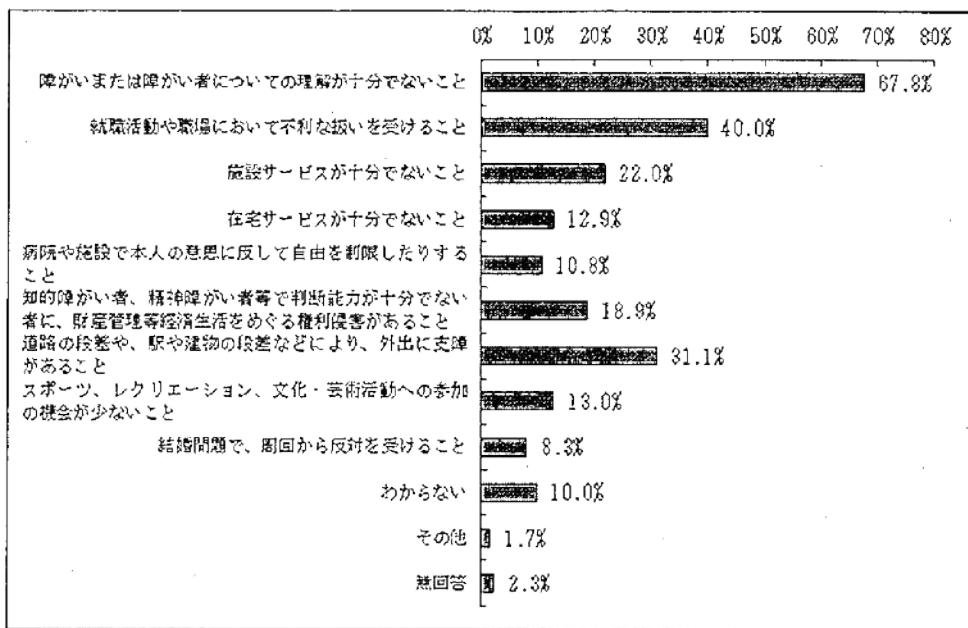
「社会的に弱い立場にある人に対する支援、救済策の充実」が38.9%と最も高く、次いで「人権侵害を受けた人を救済する制度の充実」が38.8%、「学校における人権教育の推進」が33.7%と続いている。



(回答数 7,008)

◆ 障がい者に関する事柄で、人権上、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（○は3つまで）

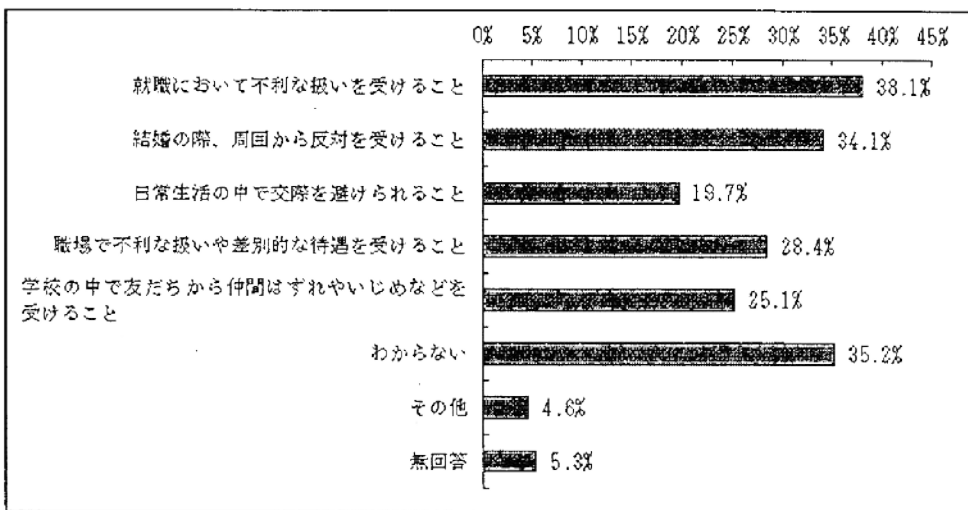
「障がいまたは障がい者についての理解が十分でないこと」が67.8%で最も高く、次いで「就職活動や職場において不利な扱いを受けること」が40.0%、「道路の段差や、駅や建物の段差などにより、外出に支障があること」が31.1%と続いている。



(回答数 6,558)

◆ 同和問題に関する事柄で、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（○は3つまで）

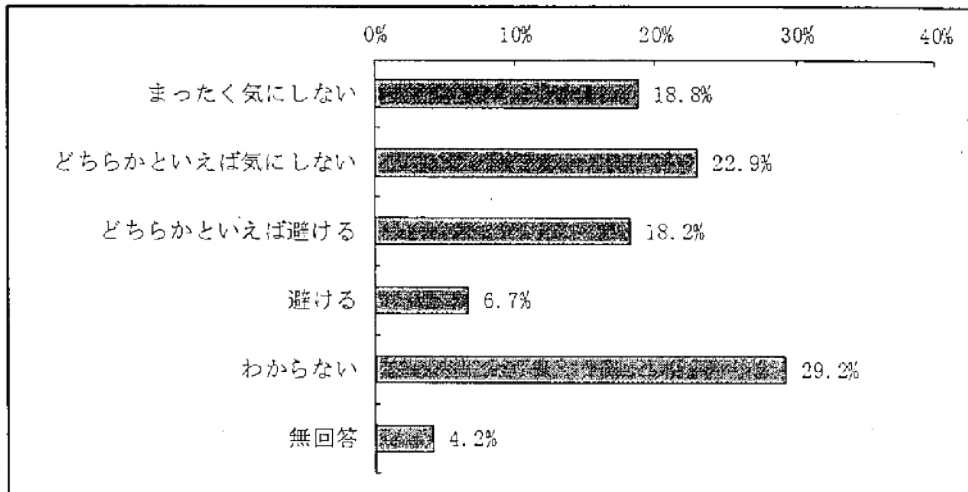
「就職において不利な扱いを受けること」が38.1%で最も高く、次いで「わからない」が35.2%、「結婚の際、周囲から反対を受けること」が34.1%と続いている。



(回答数 5,231)

◆ あなたは、住宅や生活環境を選ぶ際に、同和地区であった場合、避けることがあると思われますか。（○は1つ）

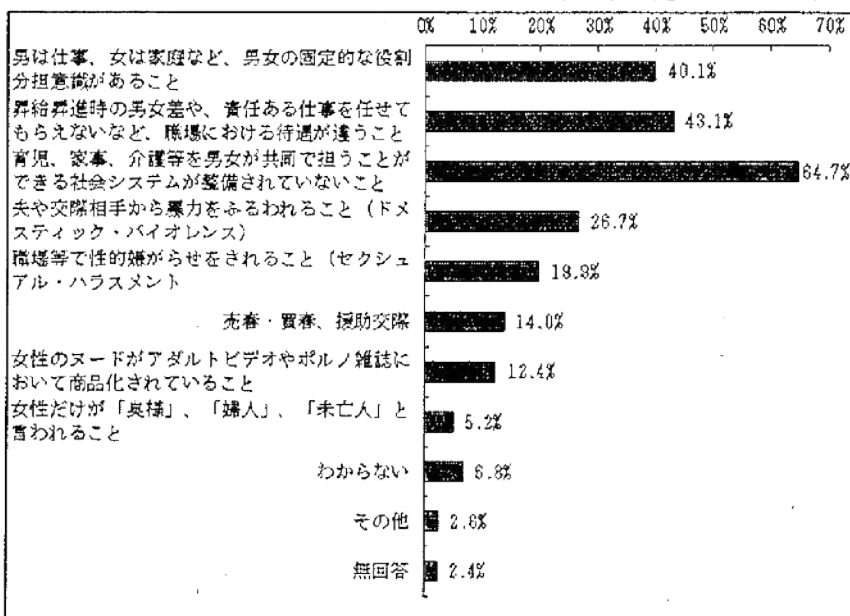
「どちらかといえば気にしない」(22.9%)、「まったく気にしない」(18.8%)という回答が合わせて41.7%となっている。また、「どちらかといえば避ける」(18.2%)、「避ける」(6.7%)は、合わせて24.9%となっている。なお、「わからない」が29.2%と最も高くなっている。



(回答数 2,747)

◆ 女性に関する事柄で、人権上、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（○は3つまで）

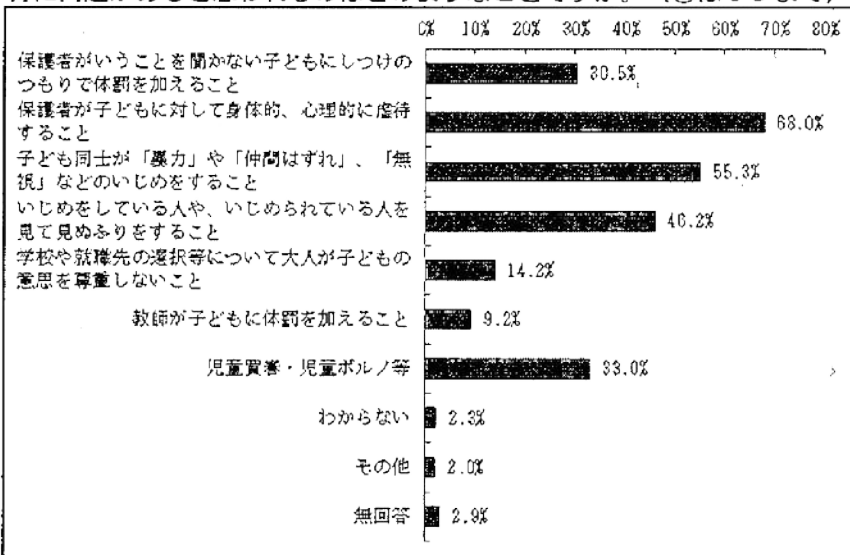
「育児、家事、介護等を男女が共同で担うことができる社会システムが整備されていないこと」が64.7%で最も高く、次いで「昇給昇進時の男女差や、責任ある仕事を任せてもらえないなど、職場における待遇が違うこと」が43.1%、「男は仕事、女は家庭など、男女の固定的な役割分担意識があること」が40.1%と続いている。



(回答数 6,536)

◆ 子どもに関する事柄で、人権上、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（○は3つまで）

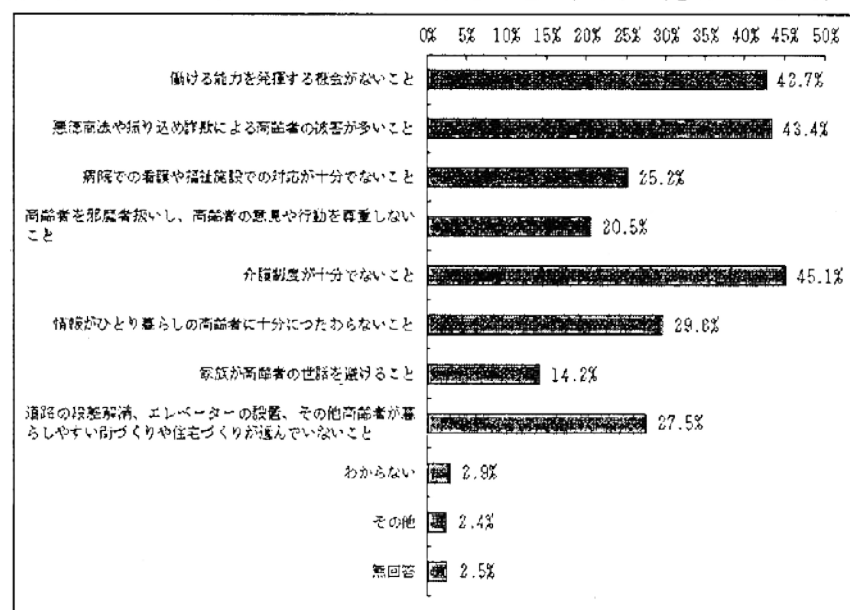
「保護者が子どもに対して身体的、心理的に虐待すること」が68.0%で最も高く、次いで「子ども同士が「暴力」や「仲間はずれ」、「無視」などのいじめをすること」が55.3%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする」が46.2%と続いている。



(回答数 7,241)

◆ 高齢者に関する事柄で、人権上、特に問題があると思われるのはどのようなことですか。（○は3つまで）

「介護制度が十分でないこと」が45.1%で最も高く、次いで「悪徳商法や振り込め詐欺による高齢者の被害が多いこと」が43.4%、「働ける能力を発揮する機会がないこと」が42.7%と続いている。



(回答数 7,030)

川口市同和行政・同和教育に関する実施計画の見直し（新旧対照表）（案）

改 正 前	改 正 後
I 実施計画策定にあたって 1 目的と期間 この実施計画は、同和問題の解決に向けた行政及び教育の施策について、「川口市同和行政基本方針」及び「川口市同和教育基本方針」に基づき、事業を総合的かつ計画的に推進するため策定するものである。 この実施計画の期間は、平成25年度から平成29年度までの5年間とする。 2 推進体制 実施計画を計画的かつ効果的に実現するため、市長部局と教育委員会が緊密に連携し、また、「川口市人権教育及び人権啓発推進本部」を活用するなど全庁的体制で事業を推進する。 なお、事業の推進にあたっては、引き続き他市町及び関係団体等との連携を図りつつ課題の解決に努めることとする。 3 計画の見直し等 この実施計画は、定期的に事業の実施状況を点検するとともに、同和問題の諸状況や国の動向等を勘案し、新規事業の計画化等、必要に応じて見直すものとする。 また、人権尊重の視点で施策を推進するために、同和問題をはじめとした人権に関する意識調査の定期的な実施を県に働きかけていくこととする。	I 実施計画策定にあたって 1 目的と期間 この実施計画は、同和問題の解決に向けた行政及び教育の施策について、「川口市同和行政基本方針」及び「川口市同和教育基本方針」に基づき、事業を総合的かつ計画的に推進するため策定するものである。 この実施計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とする。 2 推進体制 実施計画を計画的かつ効果的に実現するため、市長部局と教育委員会が緊密に連携し、また、「川口市人権教育及び人権啓発推進本部」を活用するなど全庁的体制で事業を推進する。 なお、事業の推進にあたっては、引き続き他市町及び関係団体等との連携を図りつつ課題の解決に努めることとする。 3 計画の見直し等 この実施計画は、定期的に事業の実施状況を点検するとともに、同和問題の諸状況や国の動向等を勘案し、新規事業の計画化等、必要に応じて見直すものとする。 また、人権尊重の視点で施策を推進するために、同和問題をはじめとした人権に関する意識調査の定期的な実施を県に働きかけていくこととする。

Ⅱ 計画の内容

1 学校教育における同和教育の推進

人間形成の基礎が培われる大切な時期である児童・生徒に、その人格や個性を尊重しつつ成長段階に応じた指導方法や学習プログラムを取り入れ、効果的な指導を推進するために、教員に対する各種研究会及び研修会を積極的に実施するとともに、他団体主催の研修会等に派遣することで資質の向上を図ることとする。

(1) 研修活動の推進

事業名	事業目的	事業内容
研修活動	市内すべての小・中学校に人権教育主任を置き、人権・同和教育の推進にあたるとともに、教員に対する各種研究会及び研修会を積極的に開催し、他団体主催の研修会等に派遣することで教職員の資質の向上を図る。	①人権教育理解研修の開催 ②人権教育主任等研修会の開催 ③人権教育現地研修会・フォーラム・ワークの開催 ④人権教育管理職研修会の開催 ⑤校内人権教育研修会の開催 ⑥北足立地区人権教育研究集会への参加 ⑦北足立郡市町同和対策推進協議会主催の研修会への参加 ⑧県主催人権・同和問題研修会への参加 ⑨南部地区人権教育実践報告会への参加 ⑩北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ⑪市人権教育推進協議会研修会への参加

Ⅱ 計画の内容

1 学校教育における同和教育の推進

人間形成の基礎が培われる大切な時期である児童・生徒に、その人格や個性を尊重しつつ成長段階に応じた指導方法や学習プログラムを取り入れ、効果的な指導を推進するために、教員に対する各種研究会及び研修会を積極的に実施するとともに、他団体主催の研修会等に派遣することで資質の向上を図ることとする。

(1) 研修活動の推進

事業名	事業目的	事業内容
研修活動	市内すべての小・中学校に人権教育主任を置き、人権・同和教育の推進にあたるとともに、教員に対する各種研究会及び研修会を積極的に開催し、他団体主催の研修会等に派遣することで教職員の資質の向上を図る。	①人権教育理解研修会の開催 ②人権教育主任研修会の開催 ③人権教育現地研修会の開催 ④人権教育管理職研修会の開催 ⑤校内人権教育研修会の開催 ⑥北足立地区人権教育研究集会への参加 ⑦北足立郡市町同和対策推進協議会主催の研修会への参加 ⑧県主催人権・同和問題研修会への参加 ⑨南部地区人権教育実践報告会への参加 ⑩北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ⑪市人権教育推進協議会研修会への参加

(2) 学習活動の推進

事業名	事業目的	事業内容
学習活動	人間形成の基礎が培われる大切な時期である児童・生徒に、その人格や個性を尊重しつつ成長段階に応じた指導方法や学習プログラムを取り入れ、効果的な指導を推進する。	①人権作文の募集 ②教育広報誌による啓発 ③教材・資料等の整備 ④道徳教育の充実 ⑤総合的な学習の時間の充実

(3) 支援・相談活動の推進

事業名	事業目的	事業内容
支援・相談活動	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の経費の一部を援助・支援するとともに、人権意識の向上人権感覚の育成の面からいじめ問題などの相談の充実を図る。	①奨学資金の貸し付け制度 ②就学援助制度 ③教育相談の充実

(2) 学習活動の推進

事業名	事業目的	事業内容
学習活動	人間形成の基礎が培われる大切な時期である児童・生徒に、その人格や個性を尊重しつつ成長段階に応じた指導方法や学習プログラムを取り入れ、効果的な指導を推進する。	①人権作文の募集 ②教育広報誌による啓発 ③教材・資料等の整備 ④道徳教育の充実 ⑤総合的な学習の時間の充実

(3) 支援・相談活動の推進

事業名	事業目的	事業内容
支援・相談活動	経済的理由により就学が困難な児童・生徒の経費の一部を援助・支援するとともに、人権意識の向上人権感覚の育成の面からいじめ問題などの相談の充実を図る。	①奨学資金の貸し付け制度 ②就学援助制度 ③教育相談の充実

2 社会教育における同和教育の推進

身のまわりにある人権侵害につながる不合理や矛盾、問題等に気づく人権感覚を磨き、差別を解消しようとする意欲と実践力をもった市民を育成するため、これまでの同和教育で積み上げられてきた成果を踏まえるとともに、従来の研修会等における手法に更なる工夫を加えつつ同和教育を推進することとする。

(1) 研修活動の推進

事業名	事業目的	事業内容
研修活動	幅広い市民を対象にそれぞれのライフスタイルに応じ、日常生活の中で人権問題との関わりを自覚できるよう、地域に密着した教育・啓発活動に努める。	①人権意識の高揚に向けた同和教育の充実 ②南部地区人権教育実践報告会への参加 ③指導者を対象とした研修会の開催 ④人権・同和問題学習講師派遣・紹介 ⑤公民館等における人権問題理解講座の実施 ⑥公民館等における人権問題専門講座の実施 ⑦北足立地区人権教育研究集会への参加 ⑧北足立郡市町同和対策推進協議会主催の研修会への参加 ⑨市民大学の開催 ⑩北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ⑪人権を考える集いの開催

2 社会教育における同和教育の推進

身のまわりにある人権侵害につながる不合理や矛盾、問題等に気づく人権感覚を磨き、差別を解消しようとする意欲と実践力をもった市民を育成するため、これまでの同和教育で積み上げられてきた成果を踏まえるとともに、従来の研修会等における手法に更なる工夫を加えつつ同和教育を推進することとする。

(1) 研修活動の推進

事業名	事業目的	事業内容
研修活動	幅広い市民を対象にそれぞれのライフスタイルに応じ、日常生活の中で人権問題との関わりを自覚できるよう、地域に密着した教育・啓発活動に努める。	①人権意識の高揚に向けた同和教育の充実 ②南部地区人権教育実践報告会への参加 ③指導者を対象とした研修会の開催 ④人権・同和問題学習講師派遣・紹介 ⑤公民館等における人権問題理解講座の実施 ⑥公民館等における人権問題専門講座の実施 ⑦北足立地区人権教育研究集会への参加 ⑧北足立郡市町同和対策推進協議会主催の研修会への参加 ⑨市民大学の開催 ⑩北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ⑪人権を考える集いの開催

(2) 教育・啓発活動の推進

事業名	事業目的	事業内容
教育・啓発活動	同和問題の解決に向けて、啓発活動を推進するとともに、社会教育団体、サークル等が自主的に開催する研修会等に、講師の派遣・紹介を行い、市民の自主学習活動を支援する。	①資料の提供(「みんなで学ぶ人権問題」の啓発冊子等) ②啓発用品の配布 ③「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」の啓発 ④「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」の啓発 ⑤「人権週間」の啓発 ⑥人権啓発ビデオの貸し出し ⑦人権啓発用リーフレットの作成と配布 ⑧県作成の啓発ポスター等の掲示 ⑨啓発教材・資料の研究、開発、提供 ⑩人権啓発写真パネル展示

(2) 教育・啓発活動の推進

事業名	事業目的	事業内容
教育・啓発活動	同和問題の解決に向けて、啓発活動を推進するとともに、社会教育団体、サークル等が自主的に開催する研修会等に、講師の派遣・紹介を行い、市民の自主学習活動を支援する。	①資料の提供(「みんなで学ぶ人権問題」の啓発冊子等) ②啓発用品の配布 ③「人権尊重社会をめざす県民運動強調週間」の啓発 ④「人権尊重社会をめざす県民運動強調月間」の啓発 ⑤「人権週間」の啓発 ⑥人権啓発映画の貸し出し ⑦人権啓発用リーフレットの作成と配布 ⑧県作成の啓発ポスター等の掲示 ⑨啓発教材・資料の研究、開発、提供 ⑩人権啓発写真パネル展示

3 啓発・研修・交流事業の推進

本市では、今後も「同和問題の早期解決」と「基本的人権の尊重という普遍の人権文化」の創造を目指し、同和行政・同和教育を推進するとともに、あらゆる場を通じて積極的に人権啓発を推進する。

また、これまでの教育・啓発事業で積み上げられてきた成果を踏まえるとともに、従来の研修会等における手法に更なる工夫を加えつつ教育・啓発事業を推進することとする。

(1) 啓発事業の充実と効果的な推進

事業名	事業目的	事業内容
市民啓発事業	同和問題をはじめとする人権問題について理解を深めることを目的とし、差別のない明るい社会の実現を目指して啓発事業を推進する。	①「人権を考える集い」 啓発映画上映及び講演会 ②「広報かわぐち」、商工労働ニュース」、「れいばー倶楽部」に啓発記事を掲載 ③人権啓発ポスター掲示 市公共施設、市内掲示板へ ④啓発用品の配布 人権尊重標語入りの啓発グッズ、ポケットティッシュ ⑤啓発冊子の配布 「同和問題の理解のために」、県発行の「同和問題の解決をめざして」本編・資料編 ⑥キャスティビジョン、広報掲示板、電光掲示板を利用した人権啓発に関する掲示 ⑦人権啓発写真パネル展示 ⑧街頭での啓発活動 (標語入りポケットティッシュの配布)

3 啓発・研修・交流事業の推進

本市では、今後も「同和問題の早期解決」と「基本的人権の尊重という普遍の人権文化」の創造を目指し、同和行政・同和教育を推進するとともに、あらゆる場を通じて積極的に人権啓発を推進する。

また、これまでの教育・啓発事業で積み上げられてきた成果を踏まえるとともに、従来の研修会等における手法に更なる工夫を加えつつ教育・啓発事業を推進することとする。

(1) 啓発事業の充実と効果的な推進

事業名	事業目的	事業内容
市民啓発事業	同和問題をはじめとする人権問題について理解を深めることを目的とし、差別のない明るい社会の実現を目指して啓発事業を推進する。	①「人権を考える集い」 啓発映画上映及び講演会 ②「広報かわぐち」、「商工労働ニュース」に啓発記事を掲載 ③人権啓発ポスター掲示 市公共施設、市内掲示板へ ④啓発用品の配布 人権尊重標語入りの啓発グッズ、ポケットティッシュ ⑤啓発冊子の配布 「同和問題の理解のために」、県発行の「同和問題の解決をめざして」本編・資料編 ⑥キャスティビジョン、広報掲示板、電光掲示板を利用した人権啓発に関する掲示 ⑦人権啓発写真パネル展示 ⑧街頭での啓発活動 (標語入りポケットティッシュの配布)

(2) 研修会・講演会の充実

事業名	事業目的	事業内容
市民・企業向け人権同和問題研修	人権尊重を基本に、同和問題について正しく認識し、差別意識や偏見をなくし、すすんで部落差別を解消する態度を培い差別のない明るい社会の実現をめざす。また、研修講師に被差別当事者を招き、「差別の現実学ぶ」とともに、参加・体験型の学習方法などなじみやすい手法をとることとする。	①市民向け研修会の開催 ②公正採用選考人権啓発推進員研修会（川口職業安定所） ③北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ④新社会人パワーアップセミナー（人権問題研修） ⑤企業内同和問題研修 ⑥「広報かわぐち」、「商工勤労ニュース」、「れいば倶楽部」に啓発記事を掲載 ⑦出前人権講座の実施
市職員向け人権同和問題研修	人権・同和問題について、正しい理解と認識を深め、公務員として人権・同和問題解決のため、適切な指導、助言が常に行えるよう研修の充実に努める。 また、階層別及び経験年数により、学習方法を工夫するなど、効果的な研修に努める。	①新規採用職員研修 ②主事・技師昇任前職員研修 ③階層別職員研修 ④県主催「同和問題講演会」への派遣研修 ⑤県主催「人権問題研修会」への派遣研修 ⑥北足立郡市町同和対策推進協議会主催の研修会への派遣研修 ⑦民間運動団体主催の各種研修会への派遣研修 ⑧北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ⑨人権保育研究集会・実践交流会への派遣研修

(3) 交流の促進

事業名	事業目的	事業内容
人権に関わる当事者との交流	多くの人々の交流を促進し、差別や偏見のない人権が尊重されるまちづくりを目指す。	①北足立郡市町人権フェスティバル ②人権教育現地研修会・フィールドワークの開催

(2) 研修会・講演会の充実

事業名	事業目的	事業内容
市民・企業向け人権同和問題研修	人権尊重を基本に、同和問題について正しく認識し、差別意識や偏見をなくし、すすんで部落差別を解消する態度を培い差別のない明るい社会の実現をめざす。また、研修講師に被差別当事者を招き、「差別の現実学ぶ」とともに、参加・体験型の学習方法などなじみやすい手法をとることとする。	①市民向け研修会の開催 ②公正採用選考人権啓発推進員研修会（川口職業安定所） ③北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ④新社会人パワーアップセミナー（人権問題研修） ⑤企業内同和問題研修 ⑥「広報かわぐち」、「商工勤労ニュース」に啓発記事を掲載 ⑦出前人権講座の実施
市職員向け人権同和問題研修	人権・同和問題について、正しい理解と認識を深め、公務員として人権・同和問題解決のため、適切な指導、助言が常に行えるよう研修の充実に努める。 また、階層別及び経験年数により、学習方法を工夫するなど、効果的な研修に努める。	①新規採用職員研修 ②主事・技師昇任前職員研修 ③階層別職員研修 ④県主催「同和問題講演会」への派遣研修 ⑤県主催「人権問題研修会」への派遣研修 ⑥北足立郡市町同和対策推進協議会主催の研修会への派遣研修 ⑦民間運動団体主催の各種研修会への派遣研修 ⑧北足立郡市町人権フェスティバルへの参加 ⑨人権保育研究集会・実践交流会への派遣研修

(3) 交流の促進

事業名	事業目的	事業内容
人権に関わる当事者との交流	多くの人々の交流を促進し、差別や偏見のない人権が尊重されるまちづくりを目指す。	①北足立郡市町人権フェスティバル ②人権教育現地研修会・フィールドワークの開催

4 人権に関わる相談・救済・支援

わが国には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人などを巡る様々な人権侵害が存在している。

また、平成24年3月に改定された「(改定)埼玉県人権施策推進指針」で新たに加えられたインターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮といった課題への対応も求められている。

このため、人権侵害被害者の適正かつ迅速な救済に関して、国及び地方公共団体と人権擁護委員の果たすべき役割は大きなものがあり、相互の緊密な連携が求められる。

この問題については、新しい人権救済機関の設置を国に働きかけるとともに国の施策の動向等を注視し、本市としても人権侵害に対する相談体制の整備等、国の救済制度とリンクした有効な救済活動に取り組む必要がある。

今後、更に相談・救済・支援体制の充実を図るとともに、相談者のプライバシーの保護に努める。

(1) 人権相談事業の推進

事業名	事業目的	事業内容
人権相談事業	人権侵害被害者の救済を図ること及び様々な人権問題を抱えている市民に対して問題解決への環境を整え救済体制の充実を図ること。さらに、人権啓発に資することを目的とする。	①常設人権相談(市職員) ②特設人権相談(人権擁護委員) ③関係官庁機関等との連携

4 人権に関わる相談・救済・支援

わが国には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、在日外国人などを巡る様々な人権侵害が存在している。

また、平成24年3月に改定された「(改定)埼玉県人権施策推進指針」で新たに加えられたインターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題、災害時における人権への配慮といった課題への対応も求められている。

このため、人権侵害被害者の適正かつ迅速な救済に関して、国及び地方公共団体と人権擁護委員の果たすべき役割は大きなものがあり、相互の緊密な連携が求められる。

この問題については、新しい人権救済機関の設置を国に働きかけるとともに国の施策の動向等を注視し、本市としても人権侵害に対する相談体制の整備等、国の救済制度とリンクした有効な救済活動に取り組む必要がある。

今後、更に相談・救済・支援体制の充実を図るとともに、相談者のプライバシーの保護に努める。

(1) 人権相談事業の推進

事業名	事業目的	事業内容
人権相談事業	人権侵害被害者の救済を図ること及び様々な人権問題を抱えている市民に対して問題解決への環境を整え救済体制の充実を図ること。さらに、人権啓発に資することを目的とする。	①常設人権相談(市職員) ②特設人権相談(人権擁護委員) ③関係官庁機関等との連携

(2) 相談・支援事業の推進

事業名	事業目的	事業内容
相談・支援事業	市民が日常生活において、直面するトラブル、悩み事、法律、税務等の問題に対して、弁護士、税理士などの専門家のアドバイスを得て、市民が抱える問題解決に寄与することを目的とする。	①常設電話・窓口市民相談（市職員） ②法律相談（弁護士） ③各支所巡回特設法律相談（弁護士） ④専門相談（公証人、司法書士、税理士、家事問題カウンセラー、消費生活アドバイザー等） ⑤市行政・関係官庁機関等の情報提供

(2) 相談・支援事業の推進

事業名	事業目的	事業内容
相談・支援事業	市民が日常生活において、直面するトラブル、悩み事、法律、税務等の問題に対して、弁護士、税理士などの専門家のアドバイスを得て、市民が抱える問題解決に寄与することを目的とする。	①常設電話・窓口市民相談（市職員） ②法律相談（弁護士） ③各支所巡回特設法律相談（弁護士） ④専門相談（公証人、司法書士、税理士、家事問題カウンセラー、消費生活相談員等） ⑤市行政・関係官庁機関等の情報提供